

改正水質汚濁防止法説明会Q&A集

・各用語の説明

マニュアル……地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル

Q&A集……改正水質汚濁防止法に係るQ&A集(ver.1)

	質問	回答
Q1	水質汚濁防止法施行規則附則第6条第1項第1号の口で、「地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること」と規定されているが、普段は水の出入りが無い地下貯蔵施設の場合は、流量の変動をどのように測定するのか。	そのような場合には、地下貯蔵施設の使用時における流入量及び流出量を計測してください。それをもとに残存量を貯蔵施設内の水量と比較することにより、地下貯蔵施設からの漏えいの有無を確認することができます。
Q2	施設本体が床面から離れていない既設の施設で点検が難しい場合、例えば、観測井戸をつけて、毎月1度測るということを継続する方法は、平成27年以降の点検方法として適当か。	A基準に適合している施設の場合 施行規則第9条の2の2の規定に基づく点検を行ってください。 床面等のひび割れや被覆の損傷等の点検を行うだけでよく、観測井を設けたりする必要はありません。 B基準に適合している施設の場合 施行規則附則第3条第2項に基づく点検を行ってください。 観測井戸の測定については、「施設本体からの有害物質を含む水の漏洩等の有無」の点検方法の一つです。 (マニュアルP52～P57)
Q3	床面がコンクリートで被覆されていれば、床面の構造基準は満たすか。	施行規則第8条の3第1号の口に適合しており、かつ、使用している有害物質に対してコンクリートが不透性を有している場合は構造基準を満たします。
Q4	地下浸透の規制の基準値はあるか。	地下浸透の規制の基準は排水基準と比較し、厳しい数値が定められており、排水基準に適合していればいいというものではありません。 有害物質が地下浸透水から検出された場合には、有害物質を含む水が地下に浸透されたこととなります。 検出の定義としては、水濁法施行規則6条の2に規定されていますが、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した際、当該有害物質が検出される場合となります。
Q5	試験機関において、瓶等により保管されている有害物質を含む試薬については、有害物質貯蔵指定施設になるか。	「施設」とは工場・事業場に一定期間設置されるものをいい、常時移動させながら使用するものは施設には該当しません。 マニュアルp14参照。
Q6	廃液を産業廃棄物処理業者に処理してもらう場合、廃液を入れている一斗缶やドラム缶は有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	ドラム缶、一斗缶やポリタンク等はそもそも施設に該当しませんが、例えばドラム缶を一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用するケースにおいては、有害物質の貯蔵を目的とした施設と判断されれば対象となります。 マニュアルp14及びp15参照

Q7	マニュアルp16の適用対象とする施設の範囲によれば、この中で排水処理以降は適用外になると思うが、排水処理後に、汚水を沈殿処理した際に発生する汚泥を貯蔵するタンクについては有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	排水処理工程の中に一体として組み込まれている場合には排水処理施設とみなされ、有害物質貯蔵指定施設には該当しませんが、施設の設置状況、汚泥の性状等により判断されます。 また、貯蔵目的であったとしても、汚泥の中に含まれる有害物質が液体として地下に浸透するおそれがあるか、また、汚泥について、有害物質の処理を目的としているかなどによりケースバイケースとなりますので、個別に御相談ください。 Q&A集 p4 質問6及び質問7 参照
Q8	水質汚濁法と同じような届出をしている電気事業法との関係は。	水質汚濁防止法第二十三条(適用除外)によると、電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物(以下「電気工作物」という。)である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者については、水質汚濁防止法第5条から第11条までの規定は適用せず、電気事業法の相当規定の定めるところによることとなります。 しかしながら、ここには水質汚濁防止法第12条の4は含まれていないため、構造等の基準については水質汚濁防止法の基準が適用となります。
Q9	相談先はどこか。	花巻市・北上市・宮古市・盛岡市内に事業場がある場合には、各市の窓口にて御相談下さい。それ以外の市町村にある場合につきましては管轄の広域振興局等にご相談ください。
Q10	届出書はどこでダウンロードできるのか。説明書はあるか。	届出書の様式については県ホームページから入手できます。 併せて、既存の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用届に係る記載要領も載せてありますので御参照ください。 URL: http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=4196&of=1&ik=1&pnp=50&pnp=4196&cd=39231
Q11	例えば、メタノールが主成分でジクロロメタンが5%位含む廃液を貯蔵する場合は有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	有害物質を含む廃液を処理するために貯蔵している場合は、有害物質貯蔵指定施設に該当します。 マニュアルp14参照
Q12	有害物質が不定期に汚水中に流入する場合、汚水を貯蔵する施設は有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	不定期であっても、有害物質が汚水中に流入する場合、当該貯蔵施設は有害物質貯蔵指定施設に該当します。 ただし、本来流入されないものが、事故時のみ入ってくるような場合は、該当しません。
Q13	既存の施設で、A基準に達している場合は今回新たに変更の届出は必要ないか。	有害物質使用特定施設として届け出されており、すでにA基準、B基準に適合している施設は、3年間のうちに適合するための変更は必要ないので、変更届出は必要ありません。 Q&A集 p4及びp5 質問2 参照 マニュアル p26 参照
Q14	水質汚濁防止法第7条の規定による構造等変更届でその基準に達したと書くところは水質汚濁防止法施行規則に定める様式第1号のどの部分か。	A～C基準のどの基準に該当するかについては、添付書類として提出いただく「構造基準チェック表」に記載ください。 詳細については県HPの記載要領を御参照ください。
Q15	“MSDS”により、使用する原材料における有害物質の含有の有無を判断してよいか。	MSDSの情報以外に把握する方法がない場合には、MSDSも情報を判断の参考として差し支えありません。ただし、MSDSの情報以外で有害物質の使用の有無の把握ができる場合には、併せて判断の参考とする必要があります。 Q&A集(追加) 質問2 参照。

Q16	硝酸そのものが、有害物質の硝酸化合物に該当するか。	硝酸は、有害物質の硝酸化合物に該当します。
Q17	施設を長期間休止する場合、その間も定期点検を実施する必要があるか。	各施設本体や設備に適用される定期点検の期間を超えて休止する場合には、その間定められた定期点検の実施義務の規定が適用されないことはやむを得ません。 ただし、休止する場合は、水質汚濁防止法第7条の構造等変更届に休止期間を明記のうえ、提出する必要があります。 (マニュアル p29 参照)
Q18	特定施設に該当する研究施設の洗浄施設には、構造基準が適用されるか。	当該施設で有害物質の付着した器具を洗浄している場合には有害物質使用特定施設に該当し、それに付帯する配管や排水溝については、有害物質を含む水が流れる場合に構造基準が適用されます。 マニュアルP102及び103 参照
Q19	施設が、どの基準に適用しているのかは自治体が判断するのか。	事業者が判断することになります。
Q20	B基準の施設本体の点検について、施設が床面から離して設置されている場合には、1ヵ月1回以上目視による点検を行えばいいか。	貴見のとおりです。 マニュアル p58及び59 参照
Q21	排水処理施設の中に、処理前の貯水槽があり、この貯水槽の中に有害物質が入っている場合は、有害物質貯蔵指定施設ということになるのか。	排水処理施設と距離的にも機能的にも一体と判断されるような場合は、排水処理施設と扱われるため、有害物質貯蔵指定施設に該当しません。 なお、排水処理が行われている施設と、全く別の場所に廃液の貯蔵施設がある場合など、有害物質貯蔵指定施設に該当する場合があります。 Q&A集 p3及びp4 質問6及び質問7 参照
Q22	点検するにあたっての点検表の様式等はあるのか。	決まった様式はありません。点検すべき項目が記載されていれば、現在使用している点検表で構いません。
Q23	今回の改正内容が反映されている条文はどこで見られるのか。	環境省ホームページに新旧対称表が掲載されておりますので、御覧ください。 http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html
Q24	床面の構造基準において、同等以上の効果を有する措置として、漏えい時にふき取りをするという対応は該当するか。	該当しません。 今回の法改正の趣旨は漏えいの未然防止ということで定められておりますので、漏えい後の対応については、床面の構造基準における同等以上の効果を有する措置には該当しません。
Q25	固定配管に繋がったドラム缶があるが、これは洗浄施設から出るジクロロメタンを含む廃液を貯蔵するためのものであり、満水になり次第、別のドラム缶と交換する。ドラム缶は長くても数週間で満水になる。 このドラム缶については有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	該当します。 当該事例の場合、ドラム缶は満水になったら交換するとありますが、一時的に接続が解除されるだけで、常時施設として設置されていると考え、有害物質貯蔵指定施設に該当します。 マニュアルp14 参照